

奈良県告示第八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、北花内土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和二年六月十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	永田 誠克	葛城市北花内三九三
〃	長水 仁和	〃 六九六
〃	吉川 裕彦	〃 五四八
〃	井上 博之	〃 五四三
〃	芳村 雅史	〃 三七七
〃	生野 辰幸	〃 五〇八
〃	中島 太一	〃 四六二
〃	吉川 正眞	〃 三七五
〃	林 英三	〃 一一五
〃	西岡 保博	〃 三七一
監事	中井 謙之	〃 四七二
〃	中井 勝彦	〃 二四一―五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中井 勝彦	葛城市北花内二四一―五
〃	長水 仁和	〃 六九六
〃	吉川 裕彦	〃 五四八
〃	井上 博之	〃 五四三
〃	芳村 雅史	〃 三七七
〃	松村 泰徳	〃 四〇二
〃	中島 太一	〃 四六二
〃	吉川 正眞	〃 三七五
〃	林 英三	〃 一一五
〃	西岡 保博	〃 三七一―一

// 監事

生野 中井
辰幸 謙之

// //

五〇八 四七二